

社会的企業創業支援ファンド実施要領

(目的)

第1条 本要領は地域社会雇用創造事業の採択を受けた「ソーシャルビジネスエコシステム創出プロジェクト」（主催：特定非営利活動法人エティック（以下、エティックという））の一環として、エティックの委託を受けて特定非営利活動法人edge（以下、当法人という）が運営する社会的企業創業支援ファンドの実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 本事業の実施にあたって本要領に定めのない事項については、当法人が別に定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 本事業は社会起業家に対して起業のための資金、ノウハウ、知識、技術、その他必要な情報等の提供を行うことにより社会起業家の育成を図るとともに、地域社会における事業と雇用を加速的に創造することを目的とする。

(定義)

第3条 本要領において次に掲げる用語の意義は次の通りとする。

- 一 社会的企業 地域生活に密接に関連する事業の主体で、当該分野における社会課題について、事業性を確保しながら継続的に事業を行う事業者
- 二 社会起業 社会的企業の起業
- 三 社会起業家 社会起業しようとする個人をいう。

(事業の対象者)

第4条 本事業において支援を行う対象者（以下、対象者という。）は本条各号の条件をすべて満たす者のうち、第5条に定める選定評価委員会の審査・選考により対象者として採択された者とする。

- 一 個人であること（法人は本事業の対象外とする。）
- 二 本要領第6条第3項に定める応募書類提出時点において応募者の年齢が満15歳以上39歳以下であること（ただし、未成年者については親権者の同意を必要とする。）
- 三 本事業の対象者として採択された日から1年以内に起業する意思を有すること又は法人格を有することなく起業の準備若しくは事業の実施を行っていること（ただし、2年を超えて事業の実施を行っている者は本事業の対象外とする。）
- 四 審査・選考、その他当法人が定める研修等において日常的なコミュニケーションに支障がない程度の日本語能力を有すること
- 五 関西地域で当法人が年3回程度実施する研修等に参加することが可能であり、その意思を有すること
- 六 本事業以外で地域社会雇用創造事業に採択され同事業の交付金を受けて実施されている事業から起業支援金、その他の資金の給付を受けていないこと

七 起業しようとする事業が建設・土木事業ではないこと

(選定評価委員会)

第5条 当法人は対象者の審査・選考のために選定評価委員会を設置する。

2 選定評価委員の構成、運営、その他必要な事項については当法人が別に定める。

(対象者の募集)

第6条 対象者の募集については当法人が別に定める募集方法に定めるところによる。

2 募集方法、その他対象者の募集に関する情報は当法人ホームページへの掲載、その他当法人が定める方法により行うものとする。

3 本事業で支援を受けようとする者は、当法人が別に定める申請書、その他の書類等を所定の期限までに当法人に提出するものとする。

(対象者の審査・選考)

第7条 前条に基づき本事業に応募した者（以下、応募者という。）については選定評価委員会
が審査を行い、対象者を選考する。

2 審査・選考の基準、方法等については当法人が別に定める。

3 選定評価委員会は当法人理事、職員、その他当法人が指定する者に対し、審査・選考に必要な情報の収集、その他の業務を委任することができる。

4 審査・選考の結果、対象者に採択された応募者には速やかにその旨を通知するものとする。

(対象者に対する支援)

第8条 採択された対象者に対して、当法人は社会起業の支援を実施する。支援の内容は下記の通りとする。

一 起業支援金の給付

二 研修プログラムの提供

三 その他、起業に必要な機会の提供

2 支援対象者は、上記支援に対して、自己責任と誠意をもって臨み更なる事業の推進に努めなければならない。

(起業支援金)

第9条 第7条で定める審査・選考により対象者に採択された者に対しては、2,000,000円以下の起業支援金を給付する。ただし、選定評価委員会が2,000,000円超の起業支援金を給付することが適当であると認めた場合は、5,000,000円以下の範囲で2,000,000円超の起業支援金を給付することができる。

2 起業支援金は、事業をより加速発展させていくための資金とすることを目的とし、事業計画に基づき、適切な用途で利用を図るものとする。

3 起業支援金の給付を希望する対象者は当法人が定める期日までに当法人が定める起業支援金申請書、事業計画書及び予算書等を当法人に提出しなければならない。

4 前項に定める起業支援金の申請について、各対象者は1年間の支援期間内に1回のみ申請を行うことができる。

- 5 起業支援金の給付については、選定評価委員会がその給付の可否を決定する。また、金額、用途については、選定評価委員会からの意見等を参考に、当法人にて支援計画を策定し、選定評価委員会の承認を得て、決定する。
- 6 前項に基づき起業支援金の給付を決定した場合、当法人は当該申請者に対し、起業支援金交付決定通知書を交付するものとする。
- 7 起業支援金は事業化に要する費用のうち、次の費用に充当することができる。
 - 一 人件費 事業実施に必要な人員に関わる経費
 - 二 謝金 講師や通訳など外部の専門家等に対する謝金
 - 三 旅費交通費 事業実施に直接必要な出張旅費、交通費
 - 四 備品費 本事業に直接必要な機材、備品等の購入費
 - 五 消耗品費 事業実施に直接必要な文具等の消耗品の購入費
 - 六 印刷製本費 ポスター、パンフレット等の印刷費用及びコピー費用
 - 七 通信運搬費 郵送料、宅配便費用等（ただし、携帯電話代等の移動式通信端末の通信費用を除く。）
 - 八 借料及び損料 地代家賃並びに動産のレンタル料及びリース料
 - 九 広告宣伝費 事業のウェブサイト、チラシ等の制作費及び広告宣伝にかかる費用
 - 十 会議費 会議に必要な会場使用料、会場設営費用及び会議で供される茶菓の費用
 - 十一 委託費 事業実施又は事業の開発に要する他の経費区分に該当しない費用で、外部の事業者等に業務を委託することに伴う費用
 - 十二 その他、当法人が認めた費用
- 8 起業支援金は次の費用に充当することができない。ただし、特別の事由がある場合、当法人の承認により起業支援金を次の費用に充当することができる。
 - 一 賃貸不動産物件にかかる保証金、敷金及び仲介手数料
 - 二 不動産の取得及びその整備にかかる費用
 - 三 飲食費（ただし、会議において供される茶菓は除く。）
 - 四 保険料
 - 五 プリペイドカード等の金券及び有価証券
 - 六 振込手数料
 - 七 借入金の元本及び利子
 - 八 行政手続き等の申請にかかる費用（申請代行手数料を含む。）
 - 九 公租公課（ただし、消費税は除く。）
 - 十 起業支援金の給付が決定する以前に支出された費用
 - 十一 本事業の支援期間が終了した以降に支出された費用
 - 十二 領収証、その他証憑が存在しない費用
 - 十三 当法人が不適切と認めた費用

9 起業支援金は1年間の支援期間終了後に給付するものとする。ただし、期間中においても当法人が指定する期間において、それまでに使用した費用に対して起業支援金の概算申請をすることができる。

10 本条第5項の規定に基づき起業支援金の給付が決定した対象者（以下、起業支援金給付対象者という。）は、前項に定める起業支援金の給付を希望する場合、当法人が定める事業報告書、会計帳簿及び事業に要した費用の証憑を提出しなければならない。

11 当法人は前項に基づき提出された書類等を審査し、起業支援金の支払額を決定し、通知するものとする。ただし、起業支援金の支払額は本条第5項に定める給付決定額を上回ることはできない。

12 前項に定める書類等の審査は、必要に応じて外部の有識者等に行わせることができる。
(支払口座)

第10条 起業支援金の支払いについては、当法人にて決定された額を確認の上、エティックに報告を行い、エティックより申請者本人の個人口座に振り込むものとする。その際に本要領第12条第3項の定めを遵守するものとする。

(事業の変更・中止)

第11条 対象者は以下の項目のいずれかに該当する場合、当法人の定める書類をもってあらかじめ当法人の承認を得なければならない。

- 一 申請書に記載した事業の内容を変更又は中止する場合
- 二 申請書に記載した費用の内訳を変更する場合（ただし、変更する費用の額が当該費用項目の1割未満である場合を除く。）
- 三 本事業による支援を辞退する場合

2 対象者は以下の項目のいずれかに該当する場合、速やかに当法人にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

- 一 起業の準備又は事業の実施が困難になった場合
- 二 本事業による支援を受けることが困難になった場合
- 三 支援期間中に事業が完了しないことが明らかになった場合
- 四 事業において重大な事故、その他重大な事案が発生した場合

(事業報告及び会計の処理)

第12条 対象者は本事業に係る事業の実績、その他当法人が定める事項について記録し、文書としてそれを保管しなければならない。

2 対象者は本事業の収支について、当法人が定める方法により帳簿を調製し、請求書、納品書、領収証等の証憑を保管し、当法人が定める書式により収支の状況を明らかにしなければならない。

3 対象者は本事業の収支について、現金、預金を個人のものとは別個に管理し、それらが混同することがないようにしなければならない。

4 対象者は本条第1項及び第2項に定める文書及び証憑等について、当法人の求めがある場合、速やかにそれを開示しなければならない。

5 対象者は本条第1項及び第2項に定める文書及び証憑等の写しを支援期間終了後から5年間、保管しなければならない。

(対象者の遵守事項)

第13条 対象者は支援期間中、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 公序良俗に反した行為を行わないこと
- 二 法令及び当法人が定める要領、その他規程等に反しないこと
- 三 当法人の信用を失墜させ、又は当法人の名誉を毀損する行為を行わないこと
- 四 当法人が年3回程度実施する研修等に参加すること
- 五 本事業にかかる事項について当法人の指示にしたがうこと

(対象者の報告義務及び情報発信)

第14条 対象者は支援期間中、及び支援期間終了後において、当法人に対して次の報告を行わなければならない。

- 一 月次報告 毎月、当該月の活動状況等について当法人が定める方法により報告を行う
- 二 四半期報告 3ヶ月に1回、当該期間中の活動状況等について当法人が定める文書等を提出する
- 三 最終報告 支援期間終了後、当法人が定める事項について報告を行う
- 四 上記の報告に加えて、支援期間終了後においても、当法人が定める事項について報告を行う

2 対象者は次の情報発信を行わなければならない。

- 一 対象者が管理するウェブサイト等に当法人が定める本事業のバナー等を設置すること
- 二 対象者が発行するポスター、パンフレット、チラシ、その他の印刷物等に当法人が定める本事業のロゴ、その他の文言を記載すること
- 三 対象者が管理するウェブサイト等において事業の進捗状況、その他当法人が定める事項を報告すること
- 四 支援期間終了後、対象者が管理するウェブサイト等において、事業の実績、収支の状況、その他当法人が定める事項について公開すること

3 対象者は支援期間中、新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、ウェブ、その他のメディア等から取材を受け、その情報が掲載された場合、速やかにその旨を当法人に報告しなければならない。

(知的所有権)

第15条 本事業に応募した事業の特許権、その他の知的所有権は応募者に帰属するものとする。

ただし、知的所有権、営業秘密、ノウハウ、その他の情報については応募者の責任において対策を講じるものとし、当法人は一切の責任を負わないものとする。

2 本事業に応募したことにより発生した知的所有権に関する損害については、応募者がそれを負うものとし、当法人は一切の責任を負わない。

(個人情報の保護)

第16条 当法人及び対象者は法令の定めるところにしたがい、個人情報の保護を行うものとする。

2 当法人は法令等により定められている場合を除き、応募者及び対象者の個人情報を本人の同意なく第三者に開示又は提供してはならない。ただし、この事業の実施に必要な範囲に限り、内閣府及び受託事業者に対して前記個人情報を開示又は提供することができる。

(守秘義務)

第17条 当法人及び対象者は、本事業の実施に際して知り得た業務上の秘密に関して、支援期間中及びその終了後においても、これを漏洩してはならない。

2 対象者が本事業の成果を論文、その他の媒体により外部に発表しようとするときは、あらかじめ当法人の承認を得なければならない。

(支援の中止及び支援金等の返金)

第18条 対象者が次の各号の一に該当する場合、当法人は支援を中止又は取り消しすることができる。

一 本要領の規定に違反した場合

二 申請又は報告に虚偽の事実があった場合

三 申請した事業の遂行が不可能になった場合

四 対象者の所在が不明になった場合又は長期にわたり連絡が不能になった場合

五 その他対象者としてふさわしくないと認められる行為があった場合

2 前項の規定により支援の中止又は取り消しが行われた場合、当法人は支援金の給付を停止するとともに、すでに給付した支援金の全部又は一部の返金を求めることができる。

3 前項の規定により支援金の返金を求められた場合、対象者は速やかに当該支援金及び支援金の給付のために要した費用を当法人に返金しなければならない。

(紛争の解決)

第19条 本事業の実施に際して当法人と対象者との間に紛争が生じた場合、両者は互いに協力し、円満な解決を図るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、紛争が解決せず、裁判上の紛争となった場合には、京都地方裁判所を初審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

1 本要領は平成22年7月1日から施行する。